

從來同盟のみは婦人に對する宣傳及運動を具體的に
表したる事ゆき爲め、各種工場を單位とした組合組織に
於て常に旧習慣に因りて只必然の運命に婦人労働者
を放任して居た。然し日本に於ける労働階級の内には多數
の婦人労働者あり、又産業上見れば、事々出来ぬ潜伏力
力を持つて居る。故に此の勢力を組織せしむ、又覺醒したる
勢力を擴大し、組合的組織を完成する前提として、總同
盟内に婦人部を設置し、具體運動を起す爲に本業外
提出するものあり。

△実行方法

(内) 總同盟内に婦人部を設け、婦人労働者に組織を促進せ

しあるため、各組合婦人部をして活動せしめる。

(ロ) 各組合及支部に所屬する婦人組合員を婦人部と
して組織し、他の各組合、支部の婦人部と提携聯絡を
とること。

八、會則改正の件 (總同盟本部提出)

△改正條項

會則第三條の部門中より庶務部、會計部を削除し
新に政治部を設置すること。

△理由

庶務部、會計部の削除に就ては、總同盟本部並業が
會計は本部會計に之を掌管するを以て別に部門を設けず、